

長崎県公立大学法人教職員給与規程

平成17年4月1日
規程第11号

改正	平成17年12月8日規程第44号
改正	平成18年4月1日規程第6号
改正	平成18年10月1日規程第12号
改正	平成18年12月8日規程第14号
改正	平成19年3月28日規程第4号
改正	平成19年12月11日規程第15号
改正	平成21年4月1日規程第8号
改正	平成21年5月29日規程第12号
改正	平成21年12月1日規程第18号
改正	平成22年3月12日規程第7号
改正	平成22年12月1日規程第17号
改正	平成23年4月1日規程第6号
改正	平成23年12月1日規程第38号
改正	平成24年3月9日規程第8号
改正	平成25年3月26日規程第11号
改正	平成26年3月24日規程第9号
改正	平成27年3月11日規程第65号
改正	平成28年3月14日規程第27号
改正	平成28年12月7日規程第42号
改正	平成30年3月7日規程第24号
改正	平成30年3月28日規程第26号
改正	平成30年12月13日規程第38号
改正	平成30年12月13日規程第39号
改正	平成31年3月27日規程第8号
改正	令和元年12月6日規程第5号
改正	令和元年12月6日規程第6号
改正	令和元年12月6日規程第7号
改正	令和2年3月10日規程第27号
改正	令和2年12月11日規程第51号
改正	令和2年12月11日規程第52号
改正	令和2年12月11日規程第55号
改正	令和4年3月25日規程第13号
改正	令和4年12月2日規程第19号
改正	令和4年12月2日規程第20号
改正	令和5年2月17日規程第8号
改正	令和5年3月31日規程第22号
改正	令和5年12月5日規程第33号
改正	令和5年12月5日規程第34号
改正	令和7年3月11日規程第4号
改正	令和7年3月11日規程第5号
改正	令和7年5月16日規程第26号
改正	令和7年12月2日規程第33号
改正	令和7年12月2日規程第34号
改正	令和7年12月2日規程第37号
改正	令和8年6月18日規程第18号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人教職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「教職員就業規則」という。）第31条の規定に基づき、教職員就業規則の規定の適用を受ける教職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [令和 7 年規程第37号]

(給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。
- 3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当
 - (2) 時間外勤務手当
 - (3) 期末手当、勤勉手当

一部改正 [平成18年規程第 6 号、平成18年規程第14号、令和 7 年規程第37号]

(給料表)

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員給料表（別表第 1） 教職員就業規則第 2 条に規定する教員
- (2) 職員給料表（別表第 2） 教職員就業規則第 2 条に規定する職員
- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとする。
- 3 理事長は、全ての教職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により教職員に給料を支給しなければならない。

一部改正 [令和 7 年規程第37号]

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第 4 条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の教職員との権衡を考慮して決定する。

- 2 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定するものとする。
- 3 教職員を降格させる場合には、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
- 4 教職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
- 5 教職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
- 6 教職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 7 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を 4 号給（教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの（以下「教員給料表 4 級職員」という。）にあっては、1 号給）とすることを標準として理事長が決定するものとする。
- 8 55 歳（教員給料表の適用を受ける教職員にあっては 57 歳）を超える教職員の第 6 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める。
- 9 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第 6 項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 12 教職員就業規則第25条第 1 項に規定する再雇用教職員の給料月額は理事長が別に定める。

一部改正 [平成18年規程第 6 号、平成27年規程第65号、令和 7 年規程第34号、
令和 7 年規程第37号]

(給与の支給)

第 5 条 給料の計算期間は、月の 1 日から末日までとする。

- 2 給料及び第 2 条第 3 項第 1 号に定める手当（ただし、通勤手当及び入試手当を除く。）は、その月の月額の全額を毎月 21 日に、同項第 1 号に定める入試手当及び同項第 2 号に定める手当は、その月の

分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 3 第2条第3項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日（以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

一部改正〔平成19年規程第4号〕

第6条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められる給料を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第2項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から日曜日、土曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（給料の調整額）

第7条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて、著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の月額はその表のとおりと（育児短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）する。

一部改正〔平成18年規程第6号、第12号、平成19年規程第4号、平成21年規程第8号、平成25年規程第11号、平成30年規程第24号、平成31年規程第8号、令和2年規程第27号、令和2年規程第55号、令和5年規程第8号、令和7年規程第5号、令和7年規程第37号、令和8年規程第18号〕

（法人）

職	月額
事務局理事	88,500円
事務局次長	49,900円
事務局課長	39,700円
センター長	31,000円

（大学）

職	月額
副学長（学長の職務を代行する者に限る。）	133,600円
副学長	106,900円
シーボルト校事務局長	88,500円
学部長、研究科長、地域創生専攻長	85,500円

専攻長（地域創生専攻長を除く。）	74,800円
学生支援部長	58,200円
附属図書館長、学科長、学長補佐	53,400円
事務局次長、事務局部次長	49,900円
事務局課長	39,700円
センター長、NAGASAKIセキュリティベース研究所長	31,000円
副専攻長	26,000円
副センター長、NAGASAKIセキュリティベース研究所副所長	14,000円

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号のいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教員給料表4級職員にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成17年規程44号、平成19年規程第4号、第15号、平成28年規程第42号
令和7年規程5号、令和7年規程第34号、令和7年規程第37号]

第10条 削除

一部改正 [平成19年規程第15号、平成28年規程第42号]
削除 [令和7年規程第5号]

第11条 削除

削除 [平成18年規程第6号]

（住居手当）

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する教職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他理事長が別に定める教職員を除く。）
- (2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下この条において「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する教職員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
- イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

一部改正〔平成21年規程第18号、平成22年規程第17号、平成23年規程第38号、令和元年規程第7号、令和7年規程第5号、令和7年規程第37号〕

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（長崎県公立大学法人教職員育児休業等規程（平成17年規程第15号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務、定年前再雇用短時間勤務をしている教職員のうち、平均1月当たりの通勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数）が10回に満たない教職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）（自動車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあっては、当該額に5,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額）
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 1万1,300円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 1万3,700円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 1万6,100円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 1万8,500円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である教職員 2万900円
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務地を異にする異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認め

られるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する
- 7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔令和2年規程第55号、令和5年規程第22号、令和7年規程第5号、
令和7年規程第34号、令和7年規程第37号〕

（単身赴任手当）

- 第14条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である教職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 新たに給料表の適用を受ける教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔平成27年規程第65号、令和7年規程第5号、令和7年規程第37号〕

（入試手当）

第14条の2 入試手当は、教員給料表の適用を受ける教職員が、次の表に掲げる試験において、同表に掲げる業務に従事した場合に支給する。

試験の種類	業務区分	手当額
一般選抜（前期・後期） 学校推薦型選抜 総合型選抜 特別選抜 大学院入試	問題作成業務	1科目当たり20,000円の範囲内で別に定める額
	試験問題の点検、校正業務（問題作成業務に係る手当を支給される者を除く。）	1科目当たり 5,000円
	採点業務（集計処理業務に係る手当を支給される者を除く。）	1科目当たり 4,000円
	採点結果の集計、統計処理業務	1試験当たり 4,000円
	入学試験実施本部業務（集計、統計処理業務に係る手当を支給される者を除く。）	1試験当たり 3,000円
	試験監督業務	1試験当たり 3,000円
	面接業務	1試験当たり 3,000円
（備考） 1. 問題作成業務にかかる手当について、1試験1学科（コース）につき支給する額の総額は100,000円の範囲内とする。 2. 試験問題の点検、校正業務については、問題作成時校正から試験日校正まで作業が複数回に及ぶ場合に限る。 3. 採点結果の集計、統計処理業務にかかる手当について、1試験1学科（コース）につき支給する額の総額は12,000円の範囲内とする。		

2 前項の手当の額は、同項の表に掲げる業務区分に応じて同表に掲げる手当額とする。

追加〔平成18年規程第14号〕

一部改正〔平成26年規程第9号、令和7年規程第5号、令和7年規程第37号〕

（給与の減額）

第15条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第7条の3第1項に規定する時間外勤務代替休暇、勤務時間等規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第8条第4号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一部改正〔平成22年規程第7号、令和5年規程第22号、令和7年規程第37号〕

（時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を

加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定により、あらかじめ同規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する
- 4 勤務時間等規程第7条の3第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

追加[平成22年規程第7号、平成22年規程第17号、令和5年規程第22号、令和7年規程第37号]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務職員については、7時間45分に勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。)に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等規程第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

一部改正[平成18年規程第6号、平成23年規程第6号、令和2年規程第52号、令和5年規程第22号、令和7年規程第37号]

(期末手当)

- 第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月における第5条第3項に定める日(次条及び第20条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第23条第6項の規定の適用を受ける教職員及び理事長が別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
 - 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 理事長が別に定める教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に教職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成18年規程第6号、平成21年規程第12号、平成21年規程第18号、平成22年規程第17号、平成30年規程第39号、令和元年規程第6号、令和2年規程第51号、令和2年規程第52号、令和4年規程第13号、令和5年規程第22号、令和5年規程第33号、令和5年規程第34号、令和7年規程第4号、令和7年規程第5号、令和7年規程第33号、令和7年規程第34号、令和7年規程第37号]

第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第26条第3項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第26条第1項第2号及び第3号の規定により解雇となった教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

一部改正 [令和7年規程第26号、令和7年規程第37号]

第20条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔令和7年規程第26号、令和7年規程第37号〕

(勤勉手当)

- 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する教員に対しては、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績及び長崎県公立大学法人数教員業績評価規程（平成20年規程73号）第7条第2項の規定による措置内容に応じて、職員に対しては、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月における第7条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（理事長が別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、理事長が別に定める基準に従って定める額を加算して得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成17年規程第44号、平成19年規程第15号、平成21年規程第8号、平成21年規程第12号、平成21年規程第18号、平成22年規程第17号、平成27年規程第65号、平成28年規程第27号、平成28年規程第42号、平成30年規程第26号、平成30年規程第38号、平成30年規程第39号、令和元年規程第5号、令和元年規程第6号、令和元年規程第7号、令和4年規程第19号、令和4年規程第20号、令和5年規程第22号、令和5年規程第33号、令和5年規程第34号、令和7年規程第4号、令和7年規程第5号、令和7年規程第33号、令和7年規程第34号、令和7年規程第37号〕

(特定の教職員についての適用除外)

- 第22条 第16条の規定は、管理教職員には適用しない。
- 2 第9条及び第10条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

一部改正〔平成27年規程第65号、令和5年規程第22号、令和7年規程第5号、令和7年規程第37号〕

(休職者の給与)

- 第23条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年

法律第121号) 第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間中、これに賃金の全額を支給する。

- 2 教職員が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷又は疾病により、教職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給することができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、更に1年まで延長して、これを支給することができる。
- 3 前2項以外の心身の故障により、教職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が教職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給することができる。
- 5 教職員が教職員就業規則第17条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 教職員が教職員就業規則第17条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは教職員就業規則第26条の規定により解雇となり、又は死亡したときは、同項の規定により基準日の属する月における第5条第3項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは、「第23条第7項」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成18年規程第6号、平成19年規程第4号、平成21年規程第18号、令和7年規程第37号]

第24条 教職員が理事長の許可を受けて、労働組合法(昭和24年法律174号)の適用を受ける労働組合の役員としてもつばらに従事する場合は、その許可が効力を有する期間中、これにいかなる給与も支給しない。

一部改正 [令和7年規程第37号]

(給与の支払)

第25条 給与の支払は、教職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により行うことができる。

一部改正 [令和7年規程第37号]

(給与からの控除)

第26条 給与の支払に際しては、教職員の給与から、次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員の互助共済制度に関する条例(昭和36年長崎県条例第9号)に基づき組織された団体(以下この条において「互助会」という。)の会員の掛金
- (2) 互助会の貸付金及び物資購入代金立替金に係る償還金
- (3) 公立学校共済組合長崎支部、地方職員共済組合長崎県支部及び互助会が取り扱う貯金の積立金
- (4) 教職員宿舍の貸付料及び教職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの
- (5) 互助会が取り扱う生命保険及び損害保険(これらに相当する共済契約を含む。)の保険料
- (6) その他労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に基づく協定に定めるものの額

一部改正 [令和7年規程第37号]

(派遣教職員の給与)

第27条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）に基づき、長崎県から法人に派遣された教職員（以下「派遣教職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45条。以下「給与条例」という。）その他関係規程の定めるとおりとする。ただし、第8条に定める管理又は監督の地位にある職を派遣教職員が占めるときは、同条の規定により管理職手当を支給することとし、第16条に定める時間外勤務手当は支給しない。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、教職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

附 則

改正 平成18年4月1日規程第6号

改正 令和7年12月2日規程第33号

改正 令和7年12月2日規程第37号

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(通勤手当の月額の特例)

2 第13条第1項各号に掲げる教職員に対して支給する通勤手当に関する第13条第2項各号の規定の適用については、当分の間、第13条第2項第2号中「2,000円」、「4,100円」、「6,500円」、「8,900円」、「1万1,300円」、「1万3,700円」、「1万6,100円」、「1万8,500円」及び「2万900円」とあるのは「2,400円以上6万6,400円以下の範囲内において、当該教職員の通勤距離の区分に応じ、理事長が別に定める額」とする。

(管理職手当の一部減額)

3 削除

一部改正〔平成18年規程第6号、令和7年規程第33号、令和7年規程第37号〕

(承継教員の賃金に関する経過措置)

4 施行日の前日において給与条例第5条に規定する給料表の適用を受けていた承継教員の施行日における第3条第1項に規定する給料表については、別に辞令を発せられない限り、教員給料表（別表第1）を適用するものとする。この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた職務の級が教育職給料表(一)2級である者は教員給料表1級、教育職給料表(一)3級である者は教員給料表2級、教育職給料表(一)4級である者は教員給料表3級、教育職給料表(一)5級である者は教員給料表4級とし、号給は、施行日の前日に受けていた号給と同じ号給（施行日前において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた承継教員にあっては同じ額の給料月額）とする。

5 前項の場合において、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間は、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

6 施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日において、この規程により認定されたものとみなす。

一部改正〔平成18年規程第6号〕

附 則（平成17年12月8日規程第44号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間

は、理事長が別に定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の賃金規程及び細則に従って定められたものでなければならない。（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の賃金規程（以下この項において「改正後の賃金規程」という。）第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、調整手当、単身赴任手当（賃金規程第14条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.67を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.67を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18年4月1日規程第6号）

改正 平成19年3月28日規程第4号
平成21年12月1日規程第18号
平成22年12月1日規程第17号
平成23年12月1日規程第38号
平成24年3月9日規程第8号
平成27年3月11日規程第65号
平成30年3月28日規程第26号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（級の切替え）

- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 附則第2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 4 施行日の前日において、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号。以下「職員賃金規程」という。）別表第1の教員給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における新号給は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定め

るところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前4項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の職員賃金規程及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替に伴う経過措置）

- 7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第65号）附則第6項から第8項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日において受けていた号給の2号給上位の給料月額（その属する職務の級における最高の号給を超える場合は当該職務の級の最高の号給の給料月額））が切替日の前日において受けていた給料月額（長崎県公立大学法人賃金規程の一部を改正する規程（平成21年長崎県公立大学法人賃金規程第18号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、給料月額のほか、その差額に相当する額を合計した額に100分の99.08を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。））に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは、当該額からその半額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）を減じた額とし、同年4月1日以後にあっては、当該額から平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間について、経過した年数1年につき5,000円を乗じて得た額に5,000円を加えた額を減じた額とする。

一部改正〔平成24年規程第8号、平成27年規程第65号、平成28年規程第27号、平成30年規程第26号〕

- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前2項の規定による給料を支給される職員に関する職員賃金規程第7条第2項及び第18条第5項の規定の適用については、職員賃金規程第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と長崎県公立大学法人職員賃金規程及び長崎県公立大学法人職員旅費規程の一部を改正する規程（平成18年規程第6号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第7項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、職員賃金規程第18条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正規程改正規程附則第7項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一部改正〔平成21年規程第18号、平成22年規程第17号、平成23年規程第38号〕

（調整手当に係る経過措置）

- 10 施行日の前日において、この規程による改正前の職員賃金規程第11条の規定により調整手当を支給される者については、施行日から2年を経過する日までの期間次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の調整手当を支給する。
- (1) 施行日から同日以後1年を経過する日までの期間 100分の3
 - (2) 施行日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の2
 - (3) 施行日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 100分の1

一部改正〔平成19年規程第4号〕

- 11 前項の規定による調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。
- 12 調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 13 前3項の規定により調整手当を支給される職員に関する第17条、第18条第4項及び第5項、第21条第2項第1号及び第3項並びに第23条第2項、第3項及び第5項の規定の適用については、第17条中「給料月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第18条第4項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額」と、第18条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対

する調整手当の月額合計額」と、第21条第2項第1号中「扶養手当の月額」とあるのは「扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額」と、第21条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額合計額」と、第23条第2項、第3項及び第5項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当」とする。

（この附則により難い場合の措置）

- 14 この附則により難い事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

追加〔平成24年規程第8号〕

附 則（平成18年12月8日規程第14号）

この規程は、平成18年12月8日から施行し、平成19年度入学者選抜試験に係る業務から適用する。

附 則（平成19年3月28日規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（管理職手当に係る経過措置）
- 2 第8条の規定により管理職手当を支給される職員の施行日から2年を経過する日までの期間における管理職手当の月額は、第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号）第8条の規定により定められた額とする。

附 則（平成19年12月11日規程第15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成19年12月11日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の賃金規程」という。）の規定（第21条第2項第1号の規定を除く。）は、平成19年4月1日から、第21条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、第1条の規定（第21条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正前の賃金規程（以下「改正前の賃金規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の賃金規程による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の賃金規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の賃金規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の賃金規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の賃金規程の規定を適用する場合においては、改正前の賃金規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の賃金規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成21年4月1日規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
（管理職手当の一部減額）
- 2 第8条の規定により管理職手当を支給される職員の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における管理職手当の額は、第8条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた管理職手当の月額から、その額に、管理職手当の月額が133,600円、106,900円又は88,500円である職を占める職員にあっては100分の12を、管理職手当の月額が85,500円又は74,800円である職員にあっては100分の10を、管理職手当の月額が53,400円又は49,900円である職を占める職員にあっては100分の8を、

管理職手当の月額が39,700円又は31,000円である職を占める職員にあっては100分の4を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、第8条の規定により定められた額とする。

附 則（平成21年5月29日規程第12号）
この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成21年12月1日規程第18号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第18条第3項の改正規定（「100分の70」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める部分に限る。）及び第21条第2項第2号の改正規定（「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の35」に改める部分に限る。）は平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の賃金規程（以下この項において「改正後賃金規程」という。）第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員。（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第14条第2項に規定する理事長が別に規定する額を除く。）の月額合計額に100分の0.26を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
教員給料表	1 級	1 号給から32号給まで
	2 級	1 号給から12号給まで
事務職員給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

- （2）平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.26を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年3月12日規程第7号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による長崎県公立大学法人職員賃金規程第18条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正部分は、平成23年 4 月 1 日から施行する。（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の賃金規程（以下この項において「改正後賃金規程」という。）第18条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第23条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成22年 4 月1日（同月 2 日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第14条第2項に規定する理事長が別に規定する額を除く。）の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
教員給料表	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
事務職員給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで

- (2) 平成22年 6 月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.34を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月 1 日規程第38号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月 1 日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下この項において「改正後の賃金規程」という。）第18条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第23条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第14条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.62を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の 級	号 給
教員給料表	1 級	1 号給から84号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
事務職員給料表	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで

- (2) 平成23年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.62を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24年 3 月 9 日規程第 8 号）

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月26日規程第11号）

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日規程第 9 号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月11日規程第65号）

- 1 この規程は、平成27年 3 月11日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び附則第 5 項から第 9 項までの規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成26年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第21条第 2 項及び附則第 6 項の規定にあっては、平成26年12月1日）から適用する。
（賃金の内払）
- 3 改正後の職員賃金規程を適用する場合においては、第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 4 平成27年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた号給の 2 号給上位の給料月額（その属する職務の級における最高の号給を超える場合は当該職務の級の最高の号給の給料月額）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

一部改正 [平成28年規程第27号、平成28年規程第42号、平成30年規程第26号]

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「職員賃金規程」という。）第 7 条第 2 項及び職員賃金規程第18条第 5 項（職員賃金規程第21条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、職員賃金規程第 7 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第65号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額（長崎県公立大学法人職員賃金規程及び長崎県公立大学法人職員旅費規程の一部を改正する規程（平成18年規程第 6 号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の支給を受ける職員にあっては、同規程附則第 9 項に規定する合計額）」と、職員賃金規程第18条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額（平成18年改正規程附則第7項及び第 8 項の規定による給料の支給を受ける職員にあっては、同規程附則第 9 項に規定する合計額）」とする。
（補則）
- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成28年規程第27号]

附 則（平成28年 3 月14日規程第27号）

- 1 この規程は、平成28年 3 月14日から施行する。ただし、第 3 条から第 6 条（附則第10項の改正部分を除く。）までの規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成27年4月1日（改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定にあっては、平成27年12月1日）から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成22年規程第17号）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 4 第6条の規定中附則第10項の改正部分については、平成27年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 5 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（賃金の内払）
- 6 改正後の職員賃金規程又は第6条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第65号。以下「改正後の平成27年改正規程」という。）を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程又は第6条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された賃金は、それぞれ改正後の職員賃金規程又は改正後の平成27年改正規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年12月7日規程第42号）

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行する。ただし、第3条から第5条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成28年4月1日（改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定にあっては、平成28年12月1日）から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成22年規程第17号）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 4 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（賃金の内払）
- 5 改正後の職員賃金規程又は第5条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第65号。以下「改正後の平成27年改正規程」という。）を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程又は第5条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された賃金は、それぞれ改正後の職員賃金規程又は改正後の平成27年改正規程の規定による賃金の内払とみなす。
（第3条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程に係る平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下この項から附則第7項までにおいて「第3条改正後職員賃金規程」という。）第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3条改正後職員賃金規程第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教員給料表4級職員」という。）にあっては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につ

き8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第10条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第3条改正後職員賃金規程第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3条改正後職員賃金規程第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「(教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教員給料表4級職員」という。）にあっては3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第10条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年3月7日規程第24号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第26号）

- 1 この規程は、平成30年3月28日から施行する。ただし、第2条から第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成29年4月1日（改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定にあっては、平成29年12月1日）から適用する。
- （適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- （賃金の内払）
- 4 改正後の職員賃金規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された

賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年12月13日規程第38号）

- 1 この規程は、平成30年12月13日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成30年4月1日（改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定にあつては、平成30年12月1日）から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（賃金の内払）

- 4 改正後の職員賃金規程を適用する場合においては、改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年12月13日規程第39号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規程第8号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規程第5号）

- 1 この規程は、令和元年12月6日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 改正後の職員賃金規程の規定を適用する場合においては、改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和元年12月6日規程第6号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年12月6日規程第7号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正前の職員賃金規程」という。）第12条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）第12条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月

額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の職員賃金規程第12条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の職員賃金規程第12条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2年3月10日規程第27号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日規程第51号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日規程第52号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日規程第55号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日規程第13号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じた得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再雇用職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再雇用職員 72.5分の10

附 則 (令和4年12月2日規程第19号)

この規程は、令和4年12月2日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則 (令和4年12月2日規程第20号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月17日規程第8号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規程第22号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以

下附則第4項及び第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

3 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 非常勤就業規則第2条に規定する任期を定めて任用される非常勤職員
- (2) 職員就業規則第2条に規定する教員
- (3) 職員就業規則第24条の6の規定により異動期間を延長された同規則第24条の3に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 職員就業規則第24条の2の規定により勤務している職員

4 他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 暫定再雇用職員(暫定再雇用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条第1項第2号に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

7 暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条第1項第2号に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規程第2条第3項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員賃金規程第18条第3項及び第21条第2項第2号の規定を適用する。

9 改正後の職員賃金規程第9条及び第10条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

一部改正 [令和7年規程第8号]

附 則 (令和5年12月5日規程第33号)

この規程は、令和5年12月5日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程(以下「改正後の職員賃金規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

ただし、改正後の職員賃金規程第18条第2項、第3項及び第21条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和 5 年12月 5 日規程第34号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月11日規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 3 月11日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第18条第 2 項、第 3 項及び第21条第 2 項の規定にあつては、令和 6 年12月 1 日）から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月11日規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和 8 年 3 月31日までの間における改正後の賃金規程（以下「改正後賃金規程」という。）第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項中「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。」とあるのは「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 6 号に該当する手当は、教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「1 万3,000円」とあるのは「1 万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後賃金規程第13条第 4 項及び第14条第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第 2 項関係）

ア 教員給料表の適用を受ける者の新号給

旧号給	講師	准教授	教授
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8

51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	

100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 事務職員給料表の適用を受ける者の新号給

旧号給	グループリーダー	課長又は課長補佐	次長	部長
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34

47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			

96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

附 則（令和 7 年 5 月 16 日 規程第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程第 20 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和 7 年 12 月 2 日 規程第 33 号）

この規程は、令和 7 年 12 月 2 日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第 18 条第 2 項、第 3 項及び第 21 条第 2 項の規定にあつては、令和 7 年 12 月 1 日）から適用する。

附 則（令和 7 年 12 月 2 日 規程第 37 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

第 2 条 この規程の改正により職務の級が変更となる教職員の号給の切替えについては、長崎県公立大学法人教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成 17 年細則第 2 号）第 15 条第 1 項の規定により昇格した場合の号給の例により決定する。

附 則（令和 8 年 6 月 18 日 規程第 18 号）

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

教員給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	276,500	355,300	409,400	481,600
2	278,700	356,900	411,000	489,900
3	280,800	358,500	412,300	498,400
4	282,700	360,000	413,500	506,800
5	284,600	361,500	414,700	515,000
6	286,100	363,100	415,700	522,800
7	287,600	364,700	416,700	530,300
8	289,100	366,200	417,600	537,500
9	290,900	367,600	418,600	544,100
10	292,800	369,600	419,600	549,300
11	294,600	371,600	420,700	554,000
12	296,500	373,500	421,800	558,300
13	298,500	375,300	422,800	561,400
14	300,500	376,900	423,900	564,200
15	302,500	378,500	424,900	566,900
16	304,500	379,900	425,900	569,300
17	306,400	381,200	426,900	571,300
18	308,900	382,700	428,000	
19	311,600	383,900	429,100	
20	314,200	385,300	430,200	
21	316,800	386,600	431,200	
22	319,300	387,800	432,300	
23	321,700	389,000	433,400	
24	323,900	390,100	434,500	
25	326,100	391,200	435,400	
26	328,100	392,500	436,500	
27	330,100	393,800	437,500	
28	332,100	395,100	438,500	
29	334,100	396,300	439,400	
30	336,000	397,600	440,500	
31	337,900	398,900	441,500	
32	339,800	400,100	442,600	
33	341,600	401,300	443,600	
34	343,500	402,500	444,800	
35	345,400	403,700	445,900	
36	347,300	404,800	447,100	
37	349,000	405,800	447,800	
38	350,200	407,000	448,700	
39	351,400	408,100	449,600	
40	352,400	409,100	450,400	
41	352,900	410,200	451,200	
42	353,300	411,400	452,200	
43	353,700	412,500	453,000	
44	354,000	413,600	453,700	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
45	354,500	414,500	454,400	
46	355,000	415,500	455,300	
47	355,500	416,500	456,200	
48	355,800	417,400	457,100	
49	356,100	418,700	458,000	
50	356,400	420,000	458,900	
51	356,700	421,400	459,900	
52	357,000	422,700	460,800	
53	357,400	423,500	461,800	
54	357,700	424,500	462,800	
55	358,100	425,500	463,700	
56	358,400	426,600	464,700	
57	358,700	427,500	465,600	
58	359,100	428,200	466,500	
59	359,400	429,000	467,400	
60	359,800	429,700	468,400	
61	360,100	430,400	469,200	
62	360,400	431,200	469,600	
63	360,800	432,000	470,200	
64	361,100	432,600	470,800	
65	361,400	433,200	471,500	
66	361,800	433,700	472,200	
67	362,100	434,100	472,500	
68	362,500	434,500	473,100	
69	362,900	434,800	473,500	
70	363,200	435,100	473,900	
71	363,600	435,400	474,200	
72	364,000	435,800	474,500	
73	364,300	436,100	474,800	
74	364,700	436,400	475,100	
75	365,100	436,800	475,400	
76	365,500	437,200	475,700	
77	365,800	437,500	476,000	
78	366,200	437,800	476,400	
79	366,600	438,200	476,700	
80	367,100	438,500	477,000	
81	367,600	438,800	477,300	
82	368,200	439,200	477,700	
83	368,900	439,500	478,000	
84	369,500	439,800	478,300	
85	370,100	440,100	478,600	
86	370,700	440,400		
87	371,300	440,600		
88	371,900	440,900		
89	372,400	441,200		
90	372,800	441,500		
91	373,100	441,700		
92	373,500	442,000		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
93	373,900	442,300		
94	374,300	442,600		
95	374,700	442,900		
96	375,100	443,200		
97	375,700	443,500		
98	376,200	443,800		
99	376,600	444,100		
100	377,100	444,400		
101	377,500	444,700		
102	378,000	445,000		
103	378,300	445,300		
104	378,600	445,600		
105	379,100	445,800		
106	379,500			
107	380,000			
108	380,500			
109	380,900			
110	381,400			
111	381,800			
112	382,200			
113	382,600			
114	383,000			
115	383,400			
116	383,800			
117	384,200			
118	384,700			
119	385,100			
120	385,500			
121	385,800			
122	386,200			
123	386,600			
124	386,900			
125	387,300			
126	387,800			
127	388,300			
128	388,700			
129	389,100			
130	389,600			
131	390,100			
132	390,600			
133	391,100			
134	391,600			
135	392,100			
136	392,600			
137	393,100			
138	393,600			
139	394,100			
140	394,600			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
141	395,100			

職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 雇用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,400	242,700	277,100	310,700	333,600	367,900
	2	197,500	244,000	278,100	312,200	335,400	369,600
	3	198,700	245,400	279,100	313,600	337,200	371,200
	4	199,800	246,800	280,100	315,000	338,900	372,800
	5	200,900	248,200	281,100	316,400	340,600	374,400
	6	202,600	249,600	282,100	317,500	342,300	376,200
	7	204,200	251,100	283,000	318,600	344,000	377,700
	8	205,800	252,500	284,000	319,800	345,600	379,300
	9	207,300	253,900	285,100	321,000	347,200	380,600
	10	209,000	255,100	286,100	322,600	348,900	382,200
	11	210,600	256,400	287,100	324,200	350,600	383,800
	12	212,200	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400
	13	213,700	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300
	14	215,400	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200
	15	217,100	261,300	291,700	330,400	357,000	391,100
	16	218,900	262,500	292,900	332,000	358,500	392,900
	17	220,100	263,600	294,100	333,400	359,900	394,400
	18	221,700	264,700	295,400	335,100	361,600	396,200
	19	223,300	265,800	296,600	336,700	363,200	397,900
	20	224,800	266,900	297,800	338,300	364,800	399,500
	21	226,300	267,800	298,800	339,700	365,900	401,200
	22	227,900	268,800	300,000	341,400	367,400	402,600
	23	229,500	269,800	301,200	343,100	368,900	404,000
	24	231,100	270,800	302,500	344,700	370,400	405,400
	25	232,700	271,800	303,800	345,900	372,100	406,800
	26	234,400	272,700	304,800	347,800	373,900	408,000
	27	235,700	273,500	305,800	349,500	375,500	409,200
	28	237,000	274,400	306,800	351,200	377,200	410,200
	29	238,300	275,200	307,900	352,700	378,600	411,300
	30	239,400	276,000	309,100	354,300	379,900	412,500
	31	240,500	276,800	310,200	355,900	381,100	413,600
	32	241,600	277,500	311,400	357,500	382,500	414,700
	33	242,700	278,200	312,500	359,200	383,600	415,400
	34	243,600	279,000	313,800	361,000	384,600	416,100
	35	244,500	279,800	315,100	362,800	385,600	416,700
	36	245,500	280,400	316,400	364,600	386,600	417,400
	37	246,500	281,100	317,700	366,100	387,400	418,100
	38	247,400	281,900	319,000	367,500	388,300	418,700
	39	248,300	282,600	320,300	368,900	389,200	419,200
	40	249,100	283,300	321,600	370,300	390,000	419,600
	41	249,900	284,000	322,900	371,800	390,800	420,000
	42	250,600	284,800	324,100	372,600	391,600	420,200
	43	251,300	285,500	325,400	373,500	392,400	420,500
	44	251,900	286,200	326,500	374,500	393,100	420,800

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	252,600	286,900	327,400	375,400	393,800	421,100
	46	253,200	287,500	328,700	376,500	394,500	421,400
	47	253,800	288,200	330,000	377,400	395,200	421,700
	48	254,400	288,800	331,300	378,400	395,900	422,000
	49	254,900	289,500	332,400	379,300	396,400	422,200
	50	255,500	290,100	333,700	380,000	397,000	422,500
	51	256,100	290,800	334,900	380,700	397,600	422,700
	52	256,600	291,500	336,100	381,300	398,300	423,000
	53	257,000	292,000	337,400	381,700	398,700	423,200
	54	257,400	292,600	338,400	382,300	399,300	423,500
	55	257,700	293,200	339,500	382,900	399,900	423,800
	56	258,000	293,900	340,600	383,600	400,400	424,100
	57	258,300	294,500	341,300	383,900	400,800	424,300
	58	258,600	295,100	342,200	384,700	401,400	424,600
	59	258,900	295,700	342,900	385,400	402,000	424,900
	60	259,200	296,400	343,700	386,000	402,500	425,100
	61	259,500	297,000	344,500	386,300	402,900	425,300
	62	259,800	297,600	344,900	386,800	403,400	425,600
	63	260,100	298,100	345,400	387,400	403,900	425,900
	64	260,400	298,600	346,100	388,000	404,500	426,100
	65	260,700	299,100	346,900	388,300	404,800	426,300
	66	261,000	299,700	347,600	388,900	405,200	426,600
	67	261,300	300,200	348,300	389,600	405,500	426,900
	68	261,600	300,800	348,900	390,200	405,900	427,100
	69	261,900	301,200	349,400	390,600	406,200	427,300
	70	262,200	301,700	350,000	391,100	406,500	427,600
	71	262,500	302,200	350,500	391,700	406,800	427,900
	72	262,800	302,800	351,200	392,200	407,000	428,100
	73	263,100	303,300	351,500	392,700	407,200	428,300
	74	263,400	303,700	352,000	393,300	407,500	
	75	263,700	304,000	352,300	393,700	407,800	
	76	264,000	304,300	352,700	394,000	408,000	
77	264,300	304,500	353,100	394,400	408,200	409,000	
78	264,600	304,800	353,600	394,900	408,500		
79	264,900	305,000	354,100	395,300	408,800		
80	265,200	305,300	354,600	395,700	409,000		
81	265,500	305,500	354,900	396,100	409,200		
82	265,800	305,700	355,300	396,600	409,500		
83	266,100	306,000	355,700	397,000	409,800		
84	266,400	306,200	356,100	397,400	410,000		
85	266,700	306,500	356,400	397,700	410,200		
86	267,000	306,700	356,800				
87	267,300	307,000	357,200				
88	267,600	307,300	357,600				

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	89	267,900	307,600	357,800			
	90	268,200	307,900	358,200			
	91	268,500	308,200	358,600			
	92	268,800	308,500	359,000			
	93	269,100	308,700	359,200			
	94		308,900	359,500			
	95		309,200	359,900			
	96		309,600	360,200			
	97		309,800	360,500			
	98		310,100	360,900			
	99		310,400	361,300			
	100		310,800	361,700			
	101		311,000	362,200			
	102		311,300	362,600			
	103		311,600	363,000			
	104		311,900	363,400			
	105		312,100	363,900			
	106		312,400	364,300			
	107		312,700	364,600			
	108		313,000	364,900			
	109		313,200	365,300			
	110		313,500				
	111		313,900				
	112		314,200				
	113		314,400				
	114		314,600				
	115		314,900				
	116		315,300				
	117		315,500				
	118		315,700				
	119		316,000				
	120		316,300				
	121		316,600				
	122		316,800				
	123		317,100				
	124		317,400				
	125		317,800				
定年前再 雇用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 200,900	円 228,500	円 270,300	円 291,000	円 306,600	円 332,900